

議案第163号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
別表（第2条関係） [略] 高等学校	別表（第2条関係） [略] 高等学校														
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大宮北 高等学校</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	さいたま市立大宮北 高等学校	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>さいたま市立大宮北 高等学校</td><td>[略]</td></tr><tr><td><b>さいたま市立大宮西 高等学校</b></td><td><b>さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地</b></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	[略]	さいたま市立大宮北 高等学校	[略]	<b>さいたま市立大宮西 高等学校</b>	<b>さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地</b>
名 称	位 置														
[略]	[略]														
さいたま市立大宮北 高等学校	[略]														
名 称	位 置														
[略]	[略]														
さいたま市立大宮北 高等学校	[略]														
<b>さいたま市立大宮西 高等学校</b>	<b>さいたま市大宮区三橋 4丁目96番地</b>														
[略]	[略]														

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。